

● 門司植物防疫所からのお知らせ ●



植物防疫法施行規則(以下「施行規則」)の一部改正が施行され、一部輸入植物の取扱い・検査証明書への追記等が変わります。

I 施行規則別表の再整理 (令和5年8月1日施行)

- ★ これまで、施行規則別表1の2は輸出国での栽培地検査等の実施の対象とする検疫有害動植物について、別表2の2は輸出国での植物検疫措置(消毒処理、熱処理、精密検定等)の実施の対象とする検疫有害動植物について規定していました。
- ★ 今般、別表1の2及び2の2に規定する検疫有害動植物について、病虫害のリスクに応じて **リスク中程度を別表1の2**、**リスク高程度を別表2の2**に規定しなおしました。
※ 再整理に伴う輸出国に求める栽培地検査・植物検疫措置等の内容に変更はありません。
- ★ また、別表2の2に規定し、対象地域と対象植物の組合せ毎に輸出国と二国間で合意した作業計画に基づく輸入検疫措置の実施を求めている6種を別表2に規定しなおしました。

施行規則別表の再整理による検疫有害動植物の入れ替え

現在の別表	有害動植物	分類	見直しの概要
別表1の2 (16種)	ミカンクロトゲコナジラミ、トウモロコシ葉枯細菌病菌、インゲンマメ萎ちよう細菌病菌、 <i>Eutypa lata</i> 、 <i>Guignardia citricarpa</i> 、テンサイシストセンチュウ、コロンビアネコブセンチュウ、 <i>Meloidogyne enterolobii</i> 、ニセコロンビアネコブセンチュウ、 <i>Phytophthora kernoviae</i> 、 <i>Phytophthora ramorum</i> 、ウメ輪紋ウイルス、バナナネモグリセンチュウ、カンキツ類てんぐ巣病菌、トマトキバガ	リスクが高い 侵入した際の農林業生産等への影響を示す「定着・まん延の可能性及び経済的重要性」が「高い」と特定された検疫有害動植物	別表2の2に移動
別表2の2 (10種)	<i>Bactericera trigonica</i> 、ナラ類しおれ病菌、ソラメステインウイルス、ソラメトウルモザイクウイルス、テンサイヨコバイ、トルコギキョウベと病菌、セスジクイムシ、ヨーロッパニレノクイムシ、 <i>Trioza apicalis</i> 、 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	リスクが中程度 侵入した際の農林業生産等への影響を示す「定着・まん延の可能性及び経済的重要性」が「中程度」と特定された検疫有害動植物	別表1の2に移動
別表2の2 (6種)	ミナミアメリカミバエ、 <i>Anastrepha grandis</i> 、メキシコミバエ、ニシインドミバエ、 <i>Anastrepha striata</i> 、カリブミバエ	輸入禁止対象 対象地域と対象植物の組合せ毎に、輸出国との二国間で合意した、輸入検疫措置を定めている検疫有害動植物	別表2に移動

!! 別表の再整理に伴い、一部の病虫害の別表の番号が変更になります。!!
!! 改正後の追記対象植物の輸入時は、追記内の別表番号を確認してください。!!

主な輸入品目の変更例

追記対象	対象病虫害	改正前	改正後
中国産キャベツ・ハクサイ生茎葉	<i>Bactericera nigricornis</i>	別表2-2-7	別表2-2-2
韓国産スイカ苗 スイカ種子	スイカ果実汚斑細菌病菌 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>	別表2-2-19 別表2-2-38	変更なし 別表1-2-6

韓国産トマト苗	テンサイシストセンチュウ <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	別表1-2-4 別表2-2-36	別表2-2-9 変更なし
中国産 ショウガ生塊茎	パナナネモグリセンチュウ <i>Meloidogyne enterolobii</i>	別表1-2-7 別表1-2-8	別表2-2-12 別表2-2-13
スペイン産 オリーブ苗	ブドウオオハリセンチュウ <i>Phytophthora ramorum</i> <i>Eutypa lata</i> <i>Xylella fastidiosa</i>	別表1-2-9 別表1-2-12 別表1-2-16 別表2-2-23	変更なし 別表2-2-17 別表2-2-14 変更なし
中国産キュウリ・ カボチャ種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	別表2-2-19	変更なし
オランダ産 トマト種子	ジャガイモやせいもウイロイド <i>Pepino mosaic virus</i> <i>Tomato apical stunt viroid</i> <i>Pepper chat fruit viroid</i> <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	別表2-2-24 別表2-2-25 別表2-2-28 別表2-2-30 別表2-2-36	変更なし

○ 改正後の中国産キャベツ及びハクサイ生茎葉<追記例>

Fulfills item 2 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

○ 改正後の韓国産スイカ苗・スイカ種子<追記例>

Fulfills item 6 of the Annexed Table 1-2 and item 19 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

II 輸出国政府(植物検疫機関)が発行する検査証明書に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し等

(令和5年8月1日施行)

施行規則別表1の2、2の2の対象14種の検疫有害動植物について、対象植物又は対象地域の追加・削除、輸入検疫措置の変更が行われました。

※項目番号は上記Iにおける別表整理後の番号

1. 植物防疫法施行規則別表1の2(第5条の4関係)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
6	<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> (ウイルス)	変更なし	植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。

2. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
2	<i>Bactericera nigricornis</i> (昆虫)	変更なし	対象植物の生果実を削除する。
13	<i>Meloidogyne enterolobii</i> (線虫)	変更なし	追加:詳細はIVのURL参照
14	<i>Eutypa lata</i> (菌類)	追加:チリ	変更なし
19	スイカ果実汚斑細菌病菌 (細菌)	変更なし	追加:せいようかぼちゃ及びにほんかぼちゃの交雑種並びににがうりの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するもの
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> (細菌)	追加:トルコ	変更なし
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (細菌)	変更なし	追加:詳細はIVのURL参照

23	<i>Xylella fastidiosa</i> (細菌)	変更なし	追加及び削除: 詳細はIVのURL参照
25	<i>Pepino mosaic virus</i> (ウイルス)	変更なし	植物の表記の変更: 詳細はIVのURL参照
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i> (ウイロイド)	変更なし	対象植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。
35	<i>Pea early-browning virus</i> (ウイルス)	変更なし	対象植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。
36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (ウイルス)	変更なし	対象植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。 検疫措置の見直し: 種子について、輸出国における精密検定の方法をリアルタイムRT-PCR法に限定。
37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ウイルス)	削除: エストニア	追加: 詳細はIVのURL参照
41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ウイルス)	変更なし	対象植物の見直し: 対象植物を「栽培の用に供するもの」とする。

Ⅲ 非検疫有害動植物の指定の見直し (令和5年2月28日施行済み)

★ 新たに追加された非検疫有害動植物 (3種)

有害動植物	<i>Eumerus tuberculatus</i> (コブアシハイジマハナアブ) (ハナアブ科 昆虫) <i>Merodon equestris</i> (スイセンハナアブ) (ハナアブ科 昆虫) <i>Syritta pipiens</i> (モモトチビハナアブ) (ハナアブ科 昆虫)
-------	--

Ⅳ 施行日・参考情報等

- ★ 施行日はⅠ及びⅡは令和5年8月1日の予定ですが、Ⅲのみ2月28日施行済みです。
- ★ Ⅰ及びⅡは、令和5年8月1日午前0時以降に我が国に輸入(輸送されてきた船又は航空機から積下ろし)されたものから適用されます。
- ★ 記載している「地域」、「植物」、「病害虫名」などは、主な地域、植物、病害虫名のみです。詳しい内容は下記(参考)URLでご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

(参考ホームページ)

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_keneki.html

植物防疫所ホームページ

https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/9ji_kaisei.html

(参考QRコード)

農林水産省



植物防疫所



(お問い合わせ先)

農林水産省 門司植物防疫所		
門司植物防疫所(本所) TEL:093-321-2601	福岡支所 TEL:092-291-2504	鹿児島支所 TEL:099-222-1046